

令和七年度

施政方針

芦屋町

本日から諸議案の審議をお願いするわけですが、各議案の提案理由をご説明する前に、施政方針を述べさせていただきます、議員各位のご理解、ご協力を賜りたいと存じます。

それでは、令和七年度の主要な施策の概要について、「人を育み 未来につなぐ あしやまち」を将来像に掲げた「第六次芦屋町総合振興計画」の構成に基づいて、ご説明を申し上げます。

第一は、「住民とともに進めるまちづくり」でございます。

少子高齢化の進行などに伴い、さまざまな分野において担い手不足が進んでいるため、まちづくりのさまざまな分野において意欲を持って活動する人材や担い手を継続的に確保する必要があります。このため、関係団体や関係機関などとの連携、相談や学習機会の提供など、まちづくりの礎となる人財の育成・発掘に努めてまいります。

また、住み続けたいまち、暮らしやすい地域づくりのためには、住民同士のコミュニケーションの場となる、自治区活動が重要です。このため、「自治区活性化事業交付金」による財政的な支援、「自治区担当職員制度」による人的な支援を継続いたします。

あわせて、行政と住民による協働のまちづくりを推進するためには、情報共有が不可欠です。「広報あしや」や「ホームページ」だけでなく、「SNS」や各家庭に設置している戸別受信機などを活用し、必要な情報を効果的な媒体を活用して住民の皆さんに届けてまいります。

第二は、「安全で安心して暮らせるまち」でございます。

防災対策につきましては、近年多発する自然災害の教訓などを踏まえ、定期的に防災訓練を実施するとともに、災害発生時などには、戸別受信機などで住民の皆さんへ迅速かつ正確な情報を伝達してまいります。

あわせて、災害などで商用電源が断たれた場合も、防災拠点である役場庁舎や指定避難所である中央公民館、総合体育館において、おおよそ三日間の災害対策機能が維持できるよう、非常用電源や燃料タンクなどの設備を強化してまいります。

また、空家などの適正管理や除却を進めるため、「老朽危険家屋等解体補助金」と「中古住宅解体後の新築住宅建築補助金」を継続するとともに、「芦屋町空家等対策計画」の計画期間が令和七年度中に満了となるため、次期計画の策定に取り組んでまいります。

防犯対策につきましては、自治防犯組合などの連携による地域ぐるみの防犯活動を行うとともに、「防犯カメラ設置補助金」などにより、町内の街頭犯罪の未然防止、事件・事故の早期解決を図ってまいります。交通安全につきましては、交通安全運動や広報活動などによる啓発を行うとともに、「高齢者運転免許証返納者支援事業」などにより、交通事故の防止を図る取り組みを推進してまいります。

第三は、「子どもがのびのびと育つまち」でございます。

こども・子育て支援につきましては、所得の制限なく十八歳までの入院・通院費の無償化や給食費の全額補助を継続いたします。

あわせて、令和七年度より、保育料の引き下げを行うとともに、第二子以降の保育料を無償化いたします。

また、「出産祝金」や「小中学校・高校生等通学費補助金」、「新婚・

子育て世帯民間賃貸住宅家賃補助金」などにより、子どもを産み、育てることに對する支援を引き続き行つてまいります。

あわせて、新たな取り組みといたしまして、「不妊治療費助成事業」や「新生児聴覚検査費助成事業」を開始いたします。

保育所・幼稚園の施設整備につきましては、良好な保育及び教育環境を提供していくため、芦屋中央幼稚園の遊具設置工事や愛生幼稚園の内部改修工事、緑ヶ丘保育園の厨房ドア改修工事などに対して補助をいたします。

学校教育につきましては、「第三次芦屋町教育大綱」に基づき、「芦屋のこどもは芦屋で育てる」を基本理念に、学力・体力の向上、豊かな心の育成、特別支援教育などを推進してまいります。

学力向上の取り組みにつきましては、中学三年生を対象とした放課後特別授業「イブニングスタディ」や小学五年生と中学二年生の希望者を対象とした「放課後塾」を継続するとともに、電子黒板やタブレット端末などを活用したICT教育を推進してまいります。

また、英語教育強化のため、オンラインによる「体験型英語学習」を継続するとともに、令和六年度で終了予定であった「英語検定料補助金」を令和九年度まで延長いたします。

学校の施設整備につきましては、引き続き芦屋東小学校の建具や防水の改修工事を行い、令和七年度の完了を予定しております。

あわせて、不登校児童生徒に応じた支援を行うため、教育支援センターを中学校から町民会館に移設し、小中学生を対象とした事業に拡充いたします。

第四は、「いきいきと暮らせる笑顔のまち」です。

地域福祉につきましては、「第三次芦屋町地域福祉計画」に基づき、民生・児童委員や各自治区の区長、社会福祉協議会をはじめとした関係団体や関係機関とともに、住民同士がつながり、互いに助け合い、支え合う地域づくりを進めてまいります。

高齢者福祉につきましては、「第九期芦屋町高齢者福祉計画」に基づき、在宅医療と介護の連携、介護保険サービスの充実などに取り組む地域包括ケアシステムの深化を図るとともに、保健事業と介護予防の一体的な実施に取り組むなど、高齢者が住み慣れた地域で安心して暮らし続けることができる施策を推進してまいります。

あわせて、新たな取り組みといたしまして、「高齢者補聴器購入費助成事業」や「高齢者世帯等エアコン購入費助成事業」を開始いたします。障がい者福祉につきましては、「第四期芦屋町障害者計画・第七期芦屋町障害者福祉計画」に基づき、自立した日常生活を支援するサービスを提供するとともに、共生社会の実現のための啓発や合理的配慮を推進してまいります。

健康づくりにつきましては、「第三期芦屋町データヘルス計画・第四期芦屋町特定健診実施計画」に基づき、特定健診や、がん検診の受診率向上のための取り組みをはじめ、戸別訪問や健康教室、保健指導などにより、健康づくりに対する意識を高めてまいります。また、住民の皆さんの健康づくりを支援する「ふくおか健康ポイントアプリ」の利用者増に向けた取り組みを推進してまいります。

あわせて、「芦屋町健康増進計画」の計画期間が令和七年度で満了するため、次期計画の策定に取り組んでまいります。

第五は、「活力ある産業を育むまち」でございます。

農業の振興につきましては、担い手への農地の集約化を推進し、地域農業経営の安定化を図ってまいります。また、農業水利施設の保全のため、汐入川水門の整備に向けた実施設計を行ってまいります。

漁業の振興につきましては、優良な漁場再生のためのクロウニ駆除や漂着物の処理に対して支援するとともに、漁港の機能を保全するため、「漁港機能保全計画」に基づき、適正管理に努めてまいります。

あわせて、柏原漁港西方海岸の荒波の原因究明や対策方法を検討していくため、「柏原漁港西方海岸荒波対策基本計画」の策定に取り組んでまいります。

商工業の振興につきましては、物価の高騰など社会情勢の変化を踏まえ、住民の生活を支援するため、商工会が発行する「にここ商品券」のプレミアム率の拡充を支援するとともに、「創業促進支援事業補助金」や「空き店舗等活用事業補助金」を活用した空き店舗対策などに取り組んでまいります。また、「芦屋町ブランド認定制度」、「特産品開発支援事業補助金」により、芦屋産品の消費拡大を図ってまいります。

観光振興につきましては、「第二期芦屋町観光基本構想」の基本理念である「人から人に、あしやを伝える。」の実現に向けて取り組みを進めてまいります。また、「観光あしや協議会」による観光事業の推進を図るとともに、あしや花火大会、あしや砂像展の開催などに取り組んでまいります。

観光の施設整備につきましては、魚見公園整備工事や国民宿舎マリントラスあしやの空調機改修工事などを行ってまいります。

芦屋港の活性化につきましては、引き続き、芦屋港の管理者である福岡県と連携しながら事業を推進してまいります。現在、福岡県によるポルト係留施設や魚釣施設の整備が進められています。芦屋町では、港湾施設の活用で、民間活力の導入や管理運営体制の検討を進めてまいります。

第六は、「環境にやさしく、快適なまち」でございます。

芦屋町の美しい海岸や洞山をはじめとした景勝地など、豊かな自然環境を住民共有の財産として引き継いでいくため、「第二次芦屋町環境基本計画」に基づき、環境行政を総合的かつ計画的に進めてまいります。

公園につきましては、各地区にある街区公園の遊具の点検結果を踏まえ、遊具の適切な管理を行うとともに、保安林などの緑地の保全や育成に取り組んでまいります。

町営住宅につきましては、建物の状況把握を行い、次世代に安心して生活できる住宅環境の提供に努めるとともに、町営住宅の管理戸数縮減に向け取り組んでまいります。

道路につきましては、「個別施設計画」に基づき、町内三箇所の道路整備工事などを行ってまいります。

公共交通につきましては、「芦屋町地域公共交通計画」に基づき、バス路線や便数の維持確保に努めてまいります。あわせて、巡回バスにつきましても、老朽化に伴い車両を新しく購入いたします。

公共下水道につきましては、今後も効率的かつ安定的な下水道事業を進めるため、広域連携など、下水道事業の持続性を確保する方策を検討してまいります。

第七は、「心豊かな人が育つまち」でございます。

生涯学習につきましては、「第三次芦屋町教育大綱」に基づき、「だれもがいつでも主体的に学べるまちづくり」、「人々が交流し支えあう、いきいきとしたまちづくり」のため、生涯学習講座「あしや塾」への参加促進を図るとともに、中央公民館を中核施設として、各種社会教育事業を進めてまいります。

施設整備につきましては、総合運動公園中央グラウンド改修工事やテニスコート改修工事、町民会館LED化改修工事を行ってまいります。

人権教育・啓発の推進につきましては、「第二次芦屋町人権教育・啓発基本計画」に基づき、芦屋町人権・同和教育研究協議会や関係機関との連携により、「人権まつり」や「人権講演会」などを開催してまいります。

歴史・文化につきましては、歴史民俗資料館や中央公民館内「ギャラリーあしや」での特別展の開催などで、芦屋町の豊かな歴史資源、縁のある人々の足跡、多彩な芸術作品を知っていただくとともに、住民の皆さんの歴史・文化活動を支援してまいります。

芦屋釜の振興につきましては、オンラインワンである国指定重要文化財「芦屋霰地真形釜（あしやあられじしんなりがま）」と芦屋釜の里のさらなるPRを図ってまいります。

また、芦屋釜の復興を実現するため「第二次芦屋釜の里振興計画」に基づき、新たな鋳物師の養成に取り組みとともに、独立した鋳物師への支援による芦屋鋳物の産業化をめざしてまいります。

国際交流につきましては、中学生対象の海外ホームステイ事業の参加

定員を増員し、グローバルな視野を持った人材の育成に取り組んでまいります。

以上が、第六次芦屋町総合振興計画の全七章に係る令和七年度の主要な施策でございますが、これら施策を実現するために必要な取り組み、

「計画の実現に向けて」を、あわせてご説明申し上げます。

総合振興計画につきましては、前期基本計画の計画期間が令和七年度で満了するため、後期基本計画の策定に取り組んでまいります。

策定にあたっては、芦屋町総合振興計画審議会での審議、議会への説明などを実施し、町の最上位計画としてふさわしい計画となるよう努めてまいります。

行財政運営につきましては、町の歳入の根幹となる住民税や固定資産税をはじめ、住宅使用料や保育料などの各種使用料の徴収率向上のため、関係部署による徴収事務連絡調整会議を充実させ、さらなる取り組みを進めてまいります。

また、ふるさと納税受入額の増加に向け、魅力ある返礼品の充実などに引き続き取り組んでまいります。

自治体デジタル・トランスフォーメーションにつきましては、自治体情報システムの標準化・共通化に向け取り組むとともに、令和七年三月策定予定の「芦屋町DX推進計画」に基づき、誰もがデジタルによる恩恵を受けることができる地域社会を目指してまいります。

モーターボート競走事業につきましては、売上が好調を維持しており、令和七年度当初予算において、一般会計への繰出金として令和六年度か

ら三億円増の十億円を計上しています。また、引き続き、モーヴィ芦屋や夢リアホールを核とした本場三十キロ圏内の来場促進に取り組むとともに、長寿命化計画に基づく一階一般席のスタンド改修工事を実施し、魅力あるレース場づくりに取り組んでまいります。

職員の資質向上につきましては、職員研修制度の一層の充実による職員個々のレベルアップのほか、目標管理制度の活用によるPDCAサイクルの確立などにより、職員のスキルアップと業務の改善に努め、活力ある組織づくりにつなげてまいります。

広域連携につきましては、連携中枢都市圏構想に基づく北九州市との連携協約の中で、下水道事業の広域化に向けた検討を進めるほか、都市圏十八市町による特産品のプロモーション事業などに引き続き取り組んでまいります。

大学連携につきましては、包括的地域連携協定を締結している九州共立大学及び九州女子大学・九州女子短期大学と各種連携事業を進め、お互いの持つ資源や知識、ノウハウなどを効果的に活用できるよう取り組んでまいります。

以上、令和七年度の施政方針を述べさせていただきました。

第六次芦屋町総合振興計画の将来像「人を育み 未来につなぐ あしやまち」の実現に向け、住民の皆さんの声に耳を傾け、現場主義を徹底し、スピード感を持って取り組んでまいります。

つきましては、議員各位をはじめ住民の皆さんのご理解とご協力を心からお願い申し上げます。